

京都大学大学院生命科学研究所の組織に関する規程

(平成十六年達示第二十号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院生命科学研究所(以下「生命科学研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 生命科学研究所に、研究科長を置く。

2 研究科長は、生命科学研究所の専任の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えないものとする。

4 研究科長は、生命科学研究所の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 生命科学研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究会議)

第四条 生命科学研究所の学事に関する事項を審議するため、研究会議を置く。

2 研究会議の組織及び運営に関し必要な事項は、研究会議が定める。

(専攻及び講座)

第五条 生命科学研究所の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

統合生命科学専攻 遺伝機構学講座、多細胞体構築学講座、細胞全能性発現学講座、応用生物機構学講座、環境応答制御学講座

高次生命科学専攻 認知情報学講座、体制統御学講座、高次応答制御学講座、高次生体統御学講座、生命文化化学講座

2 前項に掲げるもののほか、生命科学研究所の次表上欄の専攻に同表下欄に掲げる協力講座を置く。

統合生命科学専攻 形態形成学講座、細胞機能動態学講座

高次生命科学専攻 高次生体機能学講座

(事務組織)

第六条 生命科学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第七条 この規程に定めるもののほか、生命科学研究所の内部組織については、研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

3 2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
京都大学大学院生命科学研究科長候補者選考規程（平成十一年達示第四号）は、廃止する。